



住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構

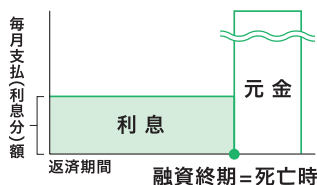
60歳からの リフォーム、建替え、 住替えに。



住宅金融支援機構と提携している金融機関が提供する住宅ローン

毎月のお支払は 利息のみ

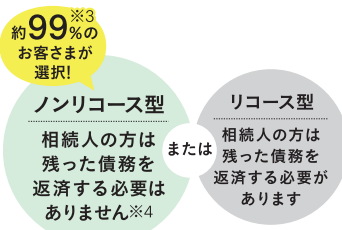
借入申込日現在で満60歳以上※1のお客さまにご利用いただけます。元金は、お客さまが亡くなられたとき※2に、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却によりご返済いただきます。



(注)変動金利の場合は、金利が見直されると毎月の支払額が変わります。

相続人のことを 考えた返済方法

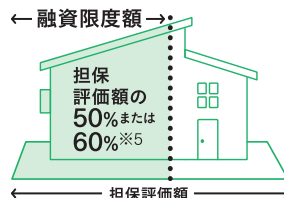
お客さまが亡くなられたとき※2に、相続人の方が担保物件(住宅および土地)の売却代金でご返済した後に債務が残った場合は、次のうちいずれかの取扱いとなります。



(注)相続人の方が一括でご返済する場合は、担保物件を売却する必要はありません。
(注)金融機関によって、取扱可能な商品タイプは異なります。

住まいの幅広い ニーズに対応

住宅の建設、購入、リフォームなどに加え、住宅ローンの借換えにもご利用いただけます。融資限度額は、担保評価額(住宅および土地)の50%または60%※5です。ただし、8,000万円以下で、所要資金以内とします。



(注)担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。

- ※1 満50歳以上満60歳未満のお客さまもご利用可能です。この場合は、ご融資の限度額が異なります。
- ※2 連帯債務でお借入れをされた場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときです。
- ※3 2021年度のお申込件数に占める割合です。
- ※4 ノンリコース型の場合は、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。
- ※5 お客さまの年齢が満50歳以上満60歳未満の場合は「担保評価額の30%」となります。

60歳からの住宅ローン

【リ・バース60】

⚠️ ご注意 | 生活資金および投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。お借入れの内容により、自己資金が必要になる場合があります。

お申込先 【リ・バース60】取扱金融機関となります。

お借入れに当たってのご注意 ■融資対象住宅および土地に対して、金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。■お申込前に金融機関担当者からお客さまに注意事項をご説明させていただきます。■ご融資に伴い発生する諸費用は、お客さまの負担となります。諸費用の具体的な内容、金額等は金融機関により異なる場合があります。■【リ・バース60】の返済期間と一般的な住宅ローン(元利均等返済)の返済期間が同じ場合は、金利が同じでも【リ・バース60】の方が総返済額(元金+利息)が多くなります。■【リ・バース60】のお借入れには、金融機関および機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。■担保物件を売却する場合、売却代金が当該物件の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。■ご融資の対象となったセカンドハウスを第三者に賃貸することはできません。

【リ・バース60】ダイヤル(通話無料)

0120-9572-60

営業時間 9:00~17:00

土日、祝日および
年末年始を除きます

リバース60 検索



金利、利用条件等の商品内容は、金融機関ごとに異なりますので、

住宅金融支援機構ホームページの【リ・バース60】サイトでご案内している取扱金融機関にお問合せください。

●本誌は、発行年度の翌年まで、住宅金融支援機構のホームページにも掲載します。
●住まいに関するご意見、本誌に関するご感想、その他なんでもお寄せください。<送付先> 東京都文京区後楽1-4-10 住宅金融支援機構 経営企画部広報グループへご連絡願います。

無断転載を禁じます。転載を希望される方は、必ず独立行政法人住宅金融支援機構経営企画部広報グループへご連絡願います。
本誌掲載文のうちの意見にわたる部分については執筆者の見解であって、住宅金融支援機構の見解ではありません。